国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。以下「法」という。)第13条第1項に規定する国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業(以下「国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(国家戦略特別区域法施行令第13条第2号の条例で定める期間)

第2条 国家戦略特別区域法施行令(平成26年政令第99号。以下「令」という。)第 13条第2号の条例で定める期間は、3日とする。

(令第13条第7号の規定による説明の方法)

- 第3条 法第13条第1項に規定する特定認定(以下「特定認定」という。)を受けようとする者は、令第13条第7号の規定による説明を行うときは、同号に規定する周辺地域の住民(以下「周辺地域の住民」という。)に対し、次に掲げる事項を周知するための説明会を開催するとともに、当該事項を記載した書面を配布しなければならない。
 - (1) 特定認定を受けようとする者に係る法第 13 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 事項
 - (2) 令第13条第1号に規定する施設(以下「施設」という。)の名称及び所在地
 - (3) 苦情及び問合せ(以下「苦情等」という。)に対応する者の氏名及び電話番号
 - (4) 廃棄物の処理方法
 - (5) 騒音を防止するための方法
 - (6) 火災等の緊急事態が発生した場合の対応方法
- 2 特定認定を受けようとする者は、前項の説明会を開催するときは、あらかじめ、周 辺地域の住民に対し、当該説明会の開催の日時及び場所を記載した書面を配布すると ともに、当該書面を施設の出入口の付近に掲示しなければならない。

(特定認定を受けようとする者等の責務)

- 第4条 特定認定を受けようとする者は、前条第1項の説明会を開催するときは、周辺 地域の住民の参集の便を考慮して当該説明会の開催の日時及び場所を定めるよう努 めなければならない。
- 2 特定認定を受けようとする者は、周辺地域の住民から当該特定認定に係る事業について説明を求められたときは、当該説明を求めた者に対し、当該事業について適切かつ迅速に説明するよう努めなければならない。

- 3 法第13条第5項に規定する認定事業者(以下「認定事業者」という。)は、施設の 滞在者に対し、使用開始時に、次に掲げる施設使用の際の注意事項を説明しなければ ならない。
 - (1) 施設に備え付けられた設備の使用方法
 - (2) 廃棄物の処理方法
 - (3) 騒音等により周囲に迷惑をかけないこと
 - (4) 火災等の緊急事態が発生した場合の通報先及び初期対応の方法(防火、防災設備の使用方法を含む。)
- 4 認定事業者は、周辺地域の住民に対し、前条第1項第3号に掲げる事項を周知するとともに、周辺地域の住民からの苦情等については適切かつ迅速に対応しなければならない。

(手数料)

- 第5条 特定認定に係る事務で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額 の手数料をその申請をする者から徴収する。
 - (1) 特定認定の申請に対する審査 1件につき 21,200円
 - (2) 法第13条第6項の変更の認定の申請に対する審査 1件につき10,500円(法第13条第5項に規定する認定事業に係る施設について現地調査を行う必要がない場合にあっては、2,500円)

(手数料の減免)

第6条 市長は、特別の事由があると認めるときは、前条の規定による手数料を減額し、 又は免除することができる。

(手数料の環付)

第7条 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(施行の細目)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附則

この条例の施行期日は、市長が定める。

附則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

附即

この条例は、平成31年2月25日から施行する。

附則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例 の規定は、この条例の施行の日以後に行われる国家戦略特別区域法(平成 25 年法律 第 107 号)第 13 条第 1 項に規定する特定認定の申請(以下「申請」という。) について適用し、同日前に行われた申請については、なお従前の例による。

附則

この条例の施行期日は、市長が定める。